

提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された 場合等に調整の対象とする提案（例）

資料10

① 最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	理由
1	徳島県、滋賀県、 京都市、兵庫県、 鳥取県、高知県 (農林水産省)	保安林に関する事務の権 限移譲 (森林法)	重要流域における民有保安林の指 定・解除に係る事務権限について、都 道府県に移譲する。	平成26年の提案募集において同様の提案が あり、平成26年対応方針では、「国と当該流域 の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流 域の指定を外すことにより、当該流域の保安林 の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」と の方向性が示されているため、新たな状況変化 等を示すことが必要。
2	長野県、日本創 生のための将来 世代応援知事同 盟 (文部科学省)	職業能力開発短期大学校 から大学への編入学 (学校教育法)	職業能力開発短期大学校について は、専門学校から大学への編入学基 準を上回る授業時間を確保している 場合であっても、大学の単位認定し か認めておらず、編入学と比べて修 学年限や学費等の面で学生の負担 が大きいことから、編入学を可能とす ることを求める。	「構造改革特別区域の提案等に対する今後 の政府の対応方針」(平成29年9月27日構造 改革特別区域推進本部決定)において、関係 府省庁において今後前向きに検討を進める規 制改革事項として整理され、その見直しの方向 性が決定されており、その効果を検証するの に十分な期間が経過していない事項であって、そ の後の新たな情勢変化等の記述がないもので あるため。
3	別府市 (厚生労働省)	自立支援医療（更生医 療）の有効期間延長 (障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法 律等)	自立支援医療の有効期間は厚生労 働省令により1年以内とされているが、 その治療期間は1年以上の長期にわ たるケースが大半であり、毎年の更 新手続きが受給者の負担になってい るため、有効期間を延長し受給者及 び自治体の負担軽減を図る。	平成28年提案募集において議論済み。 平成28年対応方針及び平成29年対応方針に 基づき、有効期間を延長する方策について現 在検討中。

提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された 場合等に調整の対象とする提案（例）

② 支障事例が具体的にないもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	理由
4	三豊市 (環境省)	自然公園法施行規則における第二種特別地域での行為の許可基準の緩和 (自然公園法)	災害発生等の緊急時に市民の安全を確保するために、デジタル防災行政無線設備を整備する場合には、通常の許可基準に特例を認め、必要最低限の設備については許可されるよう基準の緩和を求める。	提案団体においてはデジタル防災行政無線設備の整備が既に完了しており、今後防災行政無線設備の設置予定も無く、設置について環境省令で定める基準により支障をきたすといった具体的な支障が示されていない。そのため、新たな支障等を具体的に示すことが必要。
5	横浜市 (厚生労働省)	医療計画の策定等に係る権限の指定都市への移譲 (医療法)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県知事は、医療計画の策定及び地域医療構想の実現に必要な措置に関する権限を有する。 ○ それら権限を指定都市に移譲することにより、介護保険事業計画との整合性を図りつつ、質の高い医療提供体制に取り組むことが可能となる。 	全国知事会や全国市長会・全国町村会の合意が得られておらず、地方側において意見の調整が必要。
6	関西広域連合 (経済産業省)	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲 (高圧ガス保安法)	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	府県域をまたぐ高圧ガス製造施設に係る指定完成検査機関の指定等の権限が地方産業保安監督部にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。